伐採を促進するための契約合意支援事業に係る
相続等登記費用支援補助金及び同奨励金事業のご案内（令和７年度）

補助率 10/10

上限額 100万円 ＋ 最大 奨励金 20万円

森林の相続登記費用支援

専門家に依頼して行う相続登記などに必要な経費を東京都が原則全額補助します！

一定の取組には、奨励金を加算して支給します。

対象者

森林の相続人等

- 八王子市、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村及び奥多摩町に所在する本事業の対象森林（※）を相続又は遺贈により取得したこと。
- 事業終了後は、自治体等が実施する境界明確化の取組をはじめとした森林循環の促進に向けた施策に、積極的に協力する意思があること。

●なお、令和７年度は、都内に在住している方を対象としています。

※本事業の対象森林

森林法（昭和26年法律第249号）に基づき、知事は、長期的な視点に立った適切な森林の取扱いを推進するため、「**地域森林計画**」を策定（同法第５条）しており、本補助事業を利用する場合、この計画の対象森林であることが要件となります。
ご不明な場合等は、担当者までお問い合わせをお願いいたします。

詳細は、**森林事務所ホームページ**から

東京都

東京都

森林の相続登記費用支援

相続等登記費用支援補助金及び同奨励金事業

補助金

原則、全額補助　上限金額 **100万円**

登録免許税・消費税等の租税公課を除く。一部経費に上限金額あり。

＋

奨励金

上限金額 **20万円**

計算式

補助金の確定額×20%

(例) 補助金の確定額が40万円の場合・・・40万円×20%＝8万円

所定の手続きを行った場合、補助金とは別枠で、奨励金を受け取ることができます。ただし、対象となる森林等に、「森林経営計画」（森林法第11条）制度に基づく認定が行われている場合等は、補助金の利用は可能ですが、奨励金は支給の対象外となります。

補助事業の対象となる取組

司法書士等の専門家に依頼して行う以下の取組が対象となります。

1. 相続等登記の実施に向けた調査
2. 相続等登記のために作成された遺産分割協議書、相続登記等

対象となる経費の例

- ☑ 登記情報や住民票等の取得に要する経費
- ☑ 相続等登記に必要な書類の作成や登記所への提出に要する経費

補助金・奨励金を受け取るまでの流れ

都における手続きの各段階には所定の審査等があります。

	申請者	都	申請者	申請者	都	申請者	都
補助金	1 交付申請	2 交付決定通知	3 事業実施 専門家と契約締結	4 実績報告	5 補助金額の確定	6 請求手続き	7 支払
奨励金	「事前意向調査票」回答			奨励金申請 希望する場合	支給額の決定		

お問い合わせ先

東京都産業労働局森林事務所森林産業課（相続等登記補助事業担当者）

〒198-0036　東京都青梅市河辺町六丁目４番地の１　東京都青梅合同庁舎２階

0428-78-3007

午前９時から午前11時45分まで・
午後１時から午後５時まで
〔土日祝祭日を除く〕

申請手続きに当たっては、**必ず募集要項及び補助金交付要綱等**をご確認ください。

募集要項等は、記載のホームページなどから入手できます。

https://forestry-office.metro.tokyo.lg.jp/about/zou/bassaihojo/index.html